

動畜第2409号  
平成26年8月1日

大阪府環境審議会  
会長 奥野 武俊 様

大阪府知事 松井



紀泉高原鳥獣保護区の変更（区域の拡張）について（諮問）

標記について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第9項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(説明)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき、都道府県知事は、地域の鳥獣の保護の見地から、その鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣保護区として指定することができるとされています。

本府では「第11次大阪府鳥獣保護事業計画(計画期間:平成24年度~28年度)」において、紀泉高原鳥獣保護区について、区域を拡張することを計画しており、鳥獣保護区の指定にあたり、同法第28条第9項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。

# 紀泉高原鳥獣保護区 保護に関する指針の案

大 阪 府

1 名 称

紀泉高原鳥獣保護区

2 区 域

阪南市所在国有林801、802、806、807の各林班、  
岬町所在国有林810、811の各林班、鳥取池及び同池堤防を含む一円  
の区域

3 面 積

約305ha

4 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

5 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

6 鳥獣保護区の指定目的

(1) 地域の概況

当該地区は、大阪府と和歌山県を隔てる和泉山脈の西部に位置し、南側は和歌山県に接する大阪府の南部、阪南市と岬町の南端に位置する。

当該地区的地形は、標高200m前後の鳥取池や栄谷池、保護区西側の沢池等に流れる溪流及びその周辺の標高400m前後の山林で構成された地形であり、地質は後期白亜紀（K2）の海成堆積岩類1に分類されている。

当該地区内の植生は、コナラ、カシ、ヤマザクラ、ヤマモモなどの広葉樹林やモチツツジーアカマツ群集、スギ・ヒノキ人工林で構成されている。

また、今回、拡大を検討している区域である岬町所在国有林810と811の林班の植生は、シイ・カシの萌芽林やカクレミノ、シロダモも多い地域である。

(2) 鳥獣の生息状況

このように多様な自然環境を反映して、鳥獣保護区の指定にあたり実施した調査では79種の鳥類の生息が確認され、留鳥と夏鳥の合計52種のうち15種（29%）の繁殖が確認された。絶滅のおそれのある野生動植

物種の保存に関する法律施行令の国内希少野生動植物種として、オオタカ、ハヤブサ、ヤイロチョウの3種のほか、ミゾゴイ、サシバ、ハヤブサなど環境省レッドリスト掲載鳥類9種が確認されている。

今回、拡大を検討している区域では、絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律施行令の国内希少野生動植物種として、オオタカ、ハヤブサの2種のほか、ミゾゴイ、ミサゴ、ハチクマなど環境省レッドリスト掲載鳥類7種が確認されている。特に、ミゾゴイについては当該地区内の渓流部において繁殖も確認されており、また、ミサゴが当地を囲むように3番も繁殖しており、大阪府域では他に例がなく特筆すべき場所となっている。

さらに、獣類では大阪府レッドデータブック掲載哺乳類であるキクガシラコウモリ、ユビナガコウモリ、キツネ、アナグマ、カヤネズミ、ニホンイタチの合計6種が確認されており、多くの野生鳥獣の良好な生息地となっている。

### (3) 保護管理に関する事項

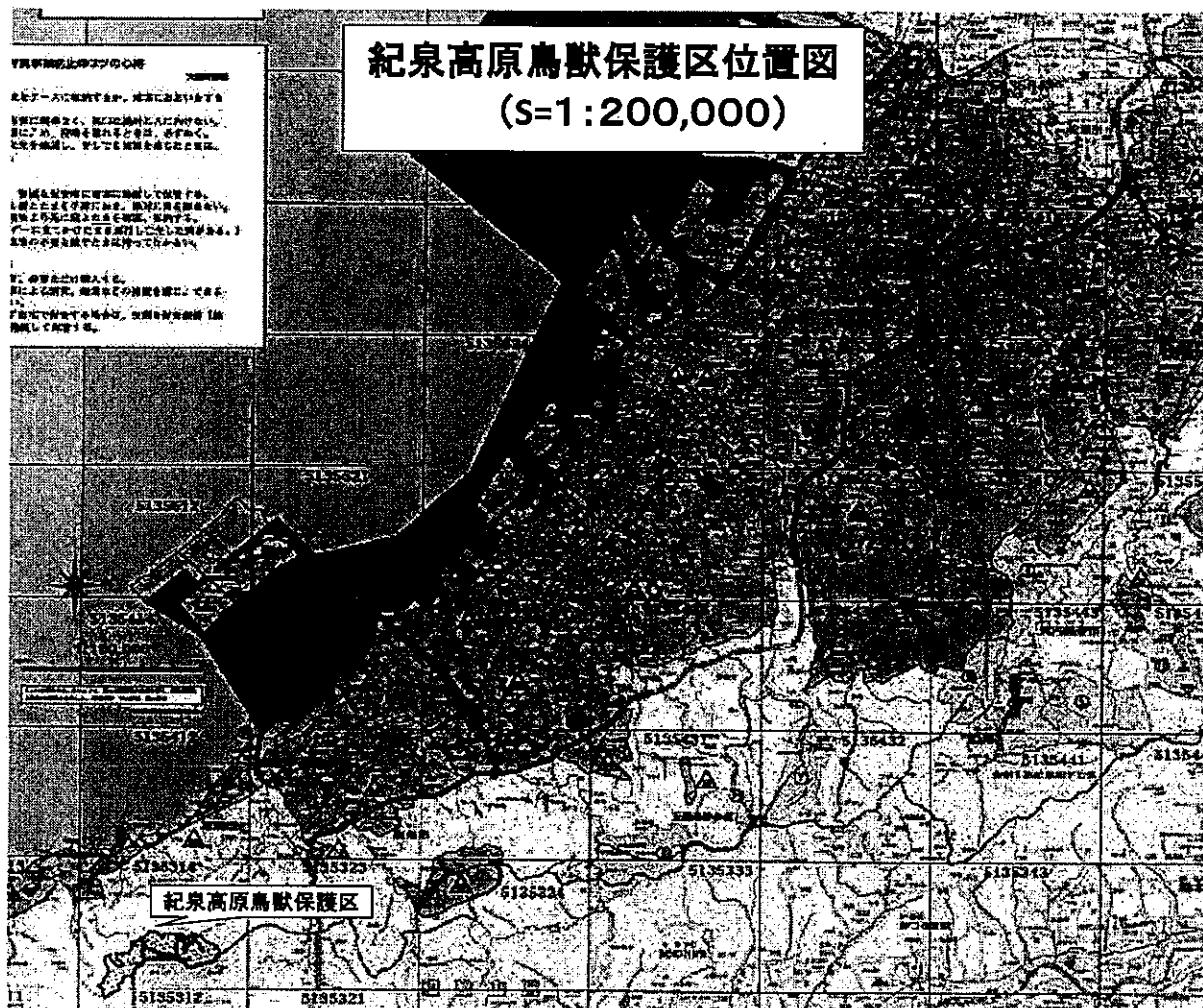
鳥獣保護員や行政職員による巡視や警察と連携したメジロ等の密猟の取締りを実施するとともに、鳥獣保護区の境界を明示する標識を設置するなど鳥獣保護区の適切な管理に努める。

また、行政機関やNPO等と連携し、野鳥観察など人と野生鳥獣との触れ合いの場や自然環境学習の場として学校教育等に積極的に活用されるよう普及啓発に努める。

さらに、野生鳥獣の生息状況、生息環境を把握するため、鳥獣保護員やNPO等による野生鳥獣の生息状況調査を実施し、科学的データの収集・蓄積に努め、今後の保護管理に反映させる。

なお、イノシシ等による農業被害に対しては、市町村や農家等による有害鳥獣捕獲や農地への侵入防止柵の設置等の被害防止対策に努める。





## 大阪森林計画実施計画

片定所事務所内年度の林木管理大版金額全平成2年

淀川流域森林計画区

## 紀泉高原鳥獣保護区区域図 (S=1 : 20,000)

